



第17回 定時株主総会 招集ご通知

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染状況にご留意いただき、本年は健康状態に関わらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。株主総会における議決権は、ご来場いただくほか、書面の郵送またはインターネット等により行使いただくこともできますので、積極的なご利用をお願いいたします。

本株主総会会場においては、感染予防のための措置を講じさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、今後新型コロナウイルスの感染拡大防止のための総会当日の運営につき、株主様のご協力を願う場合には、下記のウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.nipponsanso-hd.co.jp/ir/stock/meeting.html>

※株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

● 開催日時

2021年6月18日(金)

午前10時

(受付開始:午前9時)

● 開催場所

東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル高輪
地下1階 プリンスルーム

● 議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件



企業理念
NSHD
Group Philosophy

The Gas Professionals 進取と共創。ガスで未来を拓く。

Proactive. Innovative. Collaborative.
Making life better through gas technology.



グループビジョン
NSHD
Group Vision

私たちは、革新的なガスソリューションにより社会に新たな価値を提供し、あらゆる産業の発展に貢献すると共に、人と社会と地球の心地よい未来の実現をめざします。

We aim to create social value through innovative gas solutions that increase industrial productivity, enhance human well-being and contribute to a more sustainable future.

目次

招集ご通知	3	事業報告	23
株主総会参考書類	7	連結計算書類	39
議案		計算書類	42
第1号議案 剰余金の処分の件	7	監査報告	45
第2号議案 定款一部変更の件	8	トピックス紹介	51
第3号議案 取締役9名選任の件	9	株主総会会場のご案内	裏表紙
第4号議案 監査役2名選任の件	20		

株主の皆様へ

代表取締役社長 CEO

市原 裕史郎



株主の皆様には、平素から当社の事業運営に格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第17回定時株主総会招集ご通知をお届けするに当たり、謹んでご挨拶申し上げます。

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、第1四半期は大きく後退しましたが、その後、各国での大規模な財政出動の効果もあり、特に製造業では、需要が着実に回復しました。

このような状況の下、当社は、グループ一丸となってコスト削減、業務の合理化に取り組んでまいりましたが、残念ながら当期の業績は売上収益、コア営業利益とも前期比マイナスとなりました。

しかしながら、当期の期末配当金につきましては、当期の利益水準と財政状態を勘案して2円増配し、1株につき16円とさせていただくことを第17回定時株主総会でお諮りいたしたいと存じます。これにより中間配当と合わせて、当期の配当は30円となります。

当社グループは、これからも産業ガス・医療用ガスの供給という社会のインフラとしての使命を継続することができるよう一体となって努力して参る所存です。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご高配、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年5月

株主各位

証券コード 4091
2021年5月28日

東京都品川区小山一丁目3番26号

日本酸素ホールディングス株式会社

代表取締役社長 CEO **市原 裕史郎**

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2021年6月17日（木曜日）午後5時40分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

6ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

【インターネットによる開示】

法令および定款第17条の定めに基づき、本定時株主総会にあたり提供すべき書面のうち次に掲げる事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

当社ウェブサイト <https://www.nipponsanso-hd.co.jp/>

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②および③は、会計監査報告および監査報告の作成に際して、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類に含まれております。

記

1日	時	2021年6月18日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2場	所	東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル高輪 地下1階 プリンスルーム
3目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 2021年3月期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2021年3月期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件

以上

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.nipponsanso-hd.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席 される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日 時

2021年6月18日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

郵送で議決権を行使 される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月17日(木曜日)
午後5時40分到着分まで

インターネット等で 議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月17日(木曜日)
午後5時40分まで

詳細は次ページをご覧ください

議決権行使書のご記入方法のご案内

議案	賛成	反対	棄権	白紙
第1号議案	○			
第2号議案	○			
第3号議案	○			
第4号議案	○			

▶ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号議案

- ▶ 賛成の場合:【賛】の欄に○印を
- ▶ 反対の場合:【否】の欄に○印を

第3号・第4号議案

- ▶ 全員賛成の場合:【賛】の欄に○印を
- ▶ 全員反対の場合:【否】の欄に○印を
- ▶ 一部の候補者を:【賛】の欄に○印をご表示のうえ、反対される場合 反対される候補者の番号をカッコ内にご記入ください。

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ご注意事項

- (1) 行使期限は2021年6月17日（木曜日）午後5時40分までであり、同時刻までに入力を終わっていただく必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット（「スマート行使」によるものを含みます）の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とさせていただきます。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

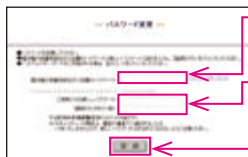
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営基盤の充実強化に向けた内部留保に意を用いつつ、株主の皆様に対して安定的・継続的に利益を還元するという基本方針に加え、連結業績との連動を考慮した配当政策に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

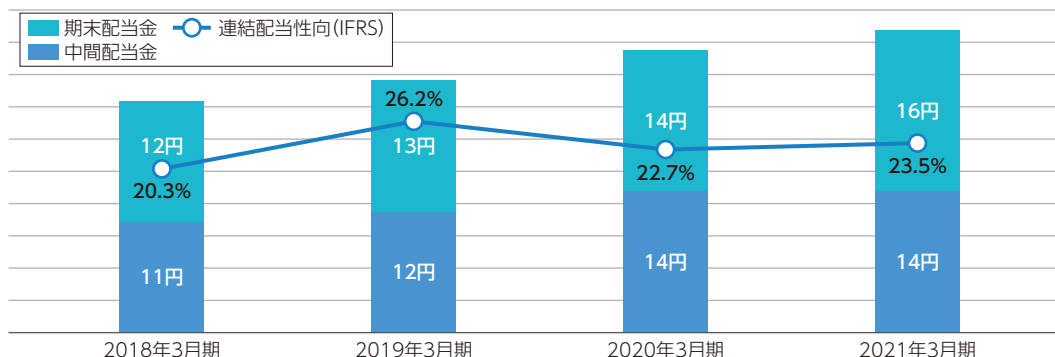
配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 16円 配当総額 6,926,560,672円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月21日

なお、昨年12月に中間配当として1株につき14円をお支払いしておりますので、中間配当を含めた年間の配当は、1株につき30円となります。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

【ご参考】1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移



(注) 米国での税制改革法における連邦法人税率の引き下げにより、法人所得税が大幅に減少した影響を除いた場合、2018年3月期の配当性向は27.1%となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の運営について、柔軟な対応を可能とするため、現行定款第26条に定める取締役会の招集権者および議長を、あらかじめ取締役会の定めた取締役に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

(下線部は、変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条～第25条 (条文省略)	第1条～第25条 (現行どおり)
<p>第26条 (招集権者及び議長) 取締役会は、<u>取締役会長が招集し、且つこれを統理する。</u></p> <p>2. <u>取締役会長差支えあるとき、又は選任されないときは、取締役社長がこれに代り、取締役社長差支えあるときは、取締役会の決議に基づき、あらかじめ定めた順位により、他の取締役にこれにあたる。</u></p>	<p>第26条 (招集権者及び議長) 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役にこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項に従い定めた取締役差支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
第27条～第44条 (条文省略)	第27条～第44条 (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役 市原裕史郎、濱田敏彦、永田研二、二又一幸、トーマス・スコット・カルマン、エドアルド・ギル・エレホステ、山田昭雄、勝丸充啓および伊達英文の9氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	
1	濱田敏彦	取締役 副社長執行役員（社長補佐）	再任
2	市原裕史郎	代表取締役社長 CEO 指名・報酬諮問委員会委員	再任
3	永田研二	取締役	再任
4	トーマス・スコット・カルマン	取締役	再任
5	エドアルド・ギル・エレホステ	取締役	再任
6	山田昭雄	取締役 指名・報酬諮問委員会委員長	再任 社外 独立
7	勝丸充啓	取締役 指名・報酬諮問委員会委員	再任 社外 独立
8	原美里	-	新任 社外 独立
9	伊達英文	取締役	再任

【ご参考】

取締役候補者は、取締役社長および社外取締役を委員とする指名・報酬諮問委員会(注)の提案にもとづいて、取締役会において決定しました。

また、当社は社外取締役の独立性に関する基準を定めており、その内容は19ページに記載のとおりです。本議案における社外取締役候補者3名は、この基準を満たしています。

(注) 「指名・報酬諮問委員会」の概要については、22ページの「【ご参考】指名・報酬諮問委員会について」をご参照ください。

候補者番号

1



再任

所有する当社の株式の数
5,500株

取締役在任年数
1年

取締役会への出席状況
8回/8回

は ま だ と し ひ こ
濱田 敏彦 (1956年9月28日生)

略歴、当社における地位および担当

- 1981年 4月 当社入社
- 2002年 7月 Matheson Tri-Gas, Inc.
エグゼクティブバイスプレジデント スペシャルティガス テクノロジー担当
- 2005年 10月 電子機材事業本部 半導体ガス事業部副事業部長
- 2006年 4月 電子機材事業本部 半導体ガス事業部長
- 2010年 1月 電子機材事業本部 本部長附兼事業戦略推進部長
- 2014年 6月 日酸 T A N A K A (株) 常務取締役
- 2016年 6月 同社 専務取締役
- 2017年 6月 同社 代表取締役社長
- 2020年 6月 当社取締役副社長執行役員（社長補佐）（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者 とした理由

濱田敏彦氏は、国内および海外で半導体ガスの営業を幅広く経験し、半導体ガス事業部長を経て、2017年6月から2020年6月まで日酸 T A N A K A (株) 代表取締役社長を務めました。2020年6月に当社取締役副社長執行役員に就任した後は、社長補佐として、グループ全体の経営に携わっています。

このような経験に鑑み、当社のグループ経営の推進に同氏の経験と見識が活かされることを期待し、取締役候補者としております。濱田敏彦氏は、取締役に選任された場合は、取締役会での選定を条件として、代表取締役社長 C E O に就任する予定です。

特別の利害関係

濱田敏彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



再任

所有する当社の株式の数
83,100株

取締役在任年数
11年

取締役会への出席状況
11回/11回

いちほら ゆうじろう
市原 裕史郎 (1951年11月13日生)

略歴、当社における地位および担当

- 1974年 4月 当社入社
 - 2005年 6月 執行役員 経営企画・総務本部副本部長 兼 秘書室長 兼 監査室長
 - 2008年 6月 常務執行役員 総務本部長併せて全社の内部統制管理責任者
 - 2010年 6月 常務取締役 総務本部長併せて全社的統制管理責任者
 - 2012年 6月 専務取締役 管理本部長併せて全社的統制管理責任者
 - 2013年 6月 取締役副社長 管理本部長併せて全社の内部統制管理責任者
 - 2014年 4月 取締役副社長 管理本部および国際・経営企画本部担当
 - 2014年 6月 代表取締役社長 CEO
 - 2015年 6月 代表取締役社長 兼 CEO
 - 2018年 6月 代表取締役社長 CEO (現任)
- 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)地球最適化インスティテュート取締役

取締役候補者 とした理由

市原裕史郎氏は、海外事業および財務・経営企画等の経営管理部門を幅広く経験し、管理本部長を経て2014年6月から当社の代表取締役社長を務めています。

このような経験に鑑み、当社グループのガバナンスの更なる向上に、同氏の経験と見識が活かされることを期待し、取締役候補者としております。市原裕史郎氏は、取締役に選任された場合は、取締役会での選定を条件として、取締役会議長に就任する予定です。

特別の利害関係

市原裕史郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



再任

所有する当社の株式の数
11,000株

取締役在任年数
3年

取締役会への出席状況
11回/11回

ながた けんじ
永田 研二 (1959年2月28日生)

略歴、当社における地位および担当

- 1981年 4月 当社入社
- 2013年 6月 執行役員 北関東支社長
- 2016年 4月 執行役員 産業ガス事業本部副本部長 兼 ガス事業統括部長 兼 プロダクト管理統括部長
- 2016年 6月 常務執行役員 産業ガス事業本部副本部長 兼 ガス事業統括部長
兼 プロダクト管理統括部長
- 2017年 4月 常務執行役員 産業ガス事業本部長
- 2018年 6月 取締役専務執行役員 産業ガス事業本部長
- 2020年 10月 取締役（現任）、大陽日酸(株)代表取締役社長（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

- 大陽日酸(株)代表取締役社長
- 四国液酸(株)代表取締役社長
- (株)ジャパンヘリウムセンター代表取締役社長

取締役候補者 とした理由

永田研二氏は、産業ガスの物流、営業および企画部門を幅広く経験し、その後海外子会社の社長および北関東支社長を経て、2017年4月から2020年9月まで産業ガス事業本部長を務めました。2020年10月に当社が持株会社となった後は、当社グループにおいて日本での産業ガス事業を行っている、大陽日酸(株)の代表取締役社長に就任しています。

このような経験に鑑み、当社グループの経営に同氏の経験と見識が活かされることを期待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

永田研二氏は、当社の完全子会社である大陽日酸(株)に加え、四国液酸(株)および(株)ジャパンヘリウムセンターの代表取締役社長を兼職しております。大陽日酸(株)は、これらの会社との間に産業ガス関連の取引がありません。

候補者番号

4



再任

所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
2年

取締役会への出席状況
10回/11回

T h o m a s S c o t t K a l l m a n
トーマス・スコット・カルマン

(1954年10月17日生)

略歴、当社における地位および担当

- 1981年 7月 The BOC Group, plc. 入社
- 2000年 1月 同社 バイスプレジデント
ジェネラルマネージャー 米国東部地区担当
- 2005年 1月 Matheson Tri-Gas, Inc.
エグゼクティブバイスプレジデント インダストリアルガスグループ担当
- 2008年 1月 同社 シニアエグゼクティブバイスプレジデント COO
- 2009年 6月 同社 社長・COO
- 2013年 1月 同社 社長・CEO
- 2017年 6月 同社 会長・社長・CEO
- 2019年 4月 同社 会長・CEO (現任)
- 2019年 6月 当社取締役 (現任)
現在に至る

重要な兼職の状況

Matheson Tri-Gas, Inc. 会長・CEO

取締役候補者 とした理由

トーマス・スコット・カルマン氏は、長年にわたって米国で産業ガス事業に携わり、2013年からは米国で産業ガス事業を行っている当社子会社Matheson Tri-Gas, Inc.のCEOを務めています。
このような経験に鑑み、当社グループの経営に同氏の経験と見識が活かされることを期待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

トーマス・スコット・カルマン氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5



再任

所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
2年

取締役会への出席状況
10回/11回

E d u a r d o G i l E l e j o s t e エドアルド・ギル・エレホステ (1956年5月1日生)

略歴、当社における地位および担当

- 1981年 4月 Argon S.A. 入社
- 1992年 1月 同社 ディレクター マーケティング スペインおよびポルトガル担当
- 1996年 9月 Praxair España S.L.
ディレクター ビジネスディベロップメント ヨーロッパ担当
- 2000年 1月 Praxair Euroholding S.L.
ディレクター マーケティング ヨーロッパ担当
- 2004年10月 同社 ドイツ CEO
- 2006年 1月 同社 ドイツおよびベネルクス CEO
- 2008年 4月 Praxair España S.L. CEO
Praxair Portugal S.A. CEO
- 2016年12月 Praxair Euroholding S.L. 社長
- 2018年12月 TNSC Euro-Holding S.L.U. (現Nippon Gases Euro-Holding S.L.U.) 会長・社長 (現任)
- 2019年 6月 当社取締役 (現任)
現在に至る

重要な兼職の状況

Nippon Gases Euro-Holding S.L.U. 会長・社長

取締役候補者 とした理由

エドアルド・ギル・エレホステ氏は、長年にわたってヨーロッパで産業ガス事業に携わり、当社が買収したPraxair, Inc.の欧州事業の責任者を務めていました。現在は、引き続き当社グループの欧州事業の責任者を務めています。

このような経験に鑑み、当社グループの経営に同氏の経験と見識が活かされることを期待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

エドアルド・ギル・エレホステ氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※TNSC Euro-Holding S.L.U.は、2018年12月17日付でNippon Gases Euro-Holding S.L.U.に商号を変更しました。

候補者番号

6



再任

社外

独立

所有する当社の株式の数
800株

社外取締役在任年数
6年

取締役会への出席状況
11回/11回

やま だ あ き お
山田 昭雄 (1943年9月25日生)

略歴、当社における地位および担当

1967年 4月 公正取引委員会事務局 入局
2000年 6月 公正取引委員会事務総長
2003年 12月 公正取引委員会委員
2009年 4月 ジョーンズ・デイ法律事務所シニアアドバイザー
2010年 6月 第一三共(株)社外監査役
2014年 3月 横浜ゴム(株)社外監査役
2014年 6月 綿半ホールディングス(株)社外取締役
2015年 6月 当社社外取締役 (現任)
2018年 3月 (公財)公正取引協会会長 (現任)
現在に至る

重要な兼職の状況

(公財)公正取引協会会長

社外取締役候補者とした理由

山田昭雄氏は、公正取引委員会において要職を歴任され、現在、(公財)公正取引協会会長にご就任されております。また、上場企業での社外取締役およびグローバルにサービスを提供している法律事務所のシニアアドバイザーとしてのご経験もあり、その豊富なご経験と専門的な知識を当社グループの経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者としております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたご経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

特別の利害関係

山田昭雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

独立役員の届出について

山田昭雄氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

責任限定契約の概要

当社は、山田昭雄氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第427条第1項の規定に基づき法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏が取締役に再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7



再任

社外

独立

所有する当社の株式の数
500株

社外取締役在任年数
6年

取締役会への出席状況
11回/11回

かつまる みつひろ
勝丸 充啓 (1951年10月10日生)

略歴、当社における地位および担当

1978年 4月 東京地方検察庁検事 任官
1989年 7月 在ドイツ日本国大使館一等書記官
2005年 4月 法務省大臣官房審議官 (総合政策統括担当)
2010年 12月 高松高等検察庁検事長
2012年 6月 広島高等検察庁検事長
2014年 7月 検事長退官
2014年 10月 弁護士登録
2015年 6月 当社社外取締役 (現任)
2017年 3月 ㈱シマノ社外取締役 (現任)
現在に至る

重要な兼職の状況

芝綜合法律事務所オブ・カウンセラー弁護士
㈱シマノ社外取締役

社外取締役候補者とした理由

勝丸充啓氏は、現在は弁護士としてご活躍中ですが、それまでは法務省および検察庁において要職を歴任されました。同氏の検事あるいは法律家としての豊富なご経験と専門的な知識を当社グループの経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係

勝丸充啓氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

独立役員の出出について

勝丸充啓氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

責任限定契約の概要

当社は、勝丸充啓氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第427条第1項の規定に基づき法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏が取締役役に再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

8



新任

社外

独立

所有する当社の株式の数
0株

はら みり
原 美里 (1961年12月20日生)

略歴、当社における地位および担当

1988年 6月 原地所(株)取締役 (現任)
2017年10月 税理士法人横浜弁天会計社設立 代表税理士 (現任)
2020年 6月 セコム(株) 社外取締役 (現任)
現在に至る

重要な兼職の状況

税理士法人横浜弁天会計社 代表税理士
セコム(株) 社外取締役

社外取締役候補者 とした理由

原美里氏は、不動産管理会社における長年の取締役としてのご経験のほか、現在は税理士法人の代表や他の上場会社の社外取締役としてご活躍されております。同氏の税理士および企業会計の専門的知識や豊富なご経験、またダイバーシティの推進や女性活躍の観点も含め当社グループの経営に寄与していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

特別の利害関係

原美里氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

独立役員の届出について

原美里氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本議案の承認可決を条件として、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

責任限定契約の概要

原美里氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第427条第1項の規定に基づき法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

9



再任

所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
2年

取締役会への出席状況
11回/11回

伊達 英文 (1958年7月10日生)

略歴、当社における地位および担当

- 1982年 4月 三菱化成工業(株) (現三菱ケミカル(株)) 入社
- 2011年 6月 三菱化学(株) 理事・グループ経営室長
- 2013年 4月 三菱化学(株) 執行役員・グループ経営室長
- 2014年 3月 同社 執行役員・グループ経営室長 兼 経理部長
- 2014年 4月 同社 執行役員 経理部長
- 2015年 4月 (株)三菱ケミカルホールディングス 執行役員 経営管理室長
- 2018年 4月 同社 執行役常務 最高財務責任者
- 2019年 6月 同社 取締役執行役常務 最高財務責任者 (現任)、当社取締役 (現任)
- 2020年 4月 (株)三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 代表取締役社長 (現任)
現在に至る

重要な兼職の状況

- (株)三菱ケミカルホールディングス 取締役執行役常務 最高財務責任者
- (株)三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 代表取締役社長

取締役候補者 とした理由

伊達英文氏は、経営企画・経理部門の業務を幅広く経験され、その後三菱化学(株)および(株)三菱ケミカルホールディングスにおいてそれぞれ執行役員および執行役として経営に携わってこられました。

このような経験に鑑み、当社グループの経営の監督に同氏の経験と見識を活かしていただくことを期待し、取締役候補者としております。

特別の利害関係

伊達英文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※伊達英文氏の上記「略歴、当社における地位および担当」の欄には、当社の親会社である(株)三菱ケミカルホールディングスおよびその子会社における、過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。

※2017年4月1日付で、三菱化学(株)、三菱樹脂(株)、三菱レイヨン(株)が統合し、三菱ケミカル(株)として発足しました。

(注) 取締役候補者全員に共通する事項等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が、会社の役員等としての職務の遂行に起因して第三者訴訟、株主代表訴訟または会社訴訟等の損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、被保険者の犯罪行為等に起因するものは除きます）。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても、更新する予定であります。

【ご参考】 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、以下のいずれの要件にも該当しない社外取締役を独立社外取締役と判断します。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 就任前の3年以内に次の(i)から(iii)までのいずれかに該当していた者
 - (i) (1)、(2)又は(3)に掲げる者
 - (ii) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (iii) 当社の兄弟会社の業務執行者
- (5) 次の(i)から(v)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者(近親者とは二親等内の親族をいう。)
 - (i) (1)から(4)までに掲げる者
 - (ii) 当社の子会社の業務執行者
 - (iii) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (iv) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (v) 社外取締役を選任する株主総会開催日前3年以内に前記(ii)または当社の業務執行者に該当していた者

第4号議案

監査役2名選任の件

監査役 田井潤藏および橋本明博の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】

監査役候補者は、取締役社長および社外取締役を委員とする指名・報酬諮問委員会（注）が監査役会の同意を得て提案し、取締役会において決定しました。

（注）「指名・報酬諮問委員会」の概要については、22ページの「【ご参考】指名・報酬諮問委員会について」をご参照ください。

候補者番号

1



再任

所有する当社の株式の数
9,500株

監査役に在任年数
3年

取締役会への出席状況
11回/11回

監査役会への出席状況
16回/16回

た い じゆんぞう
田井 潤藏 (1956年5月11日生)

略歴、当社における地位

1979年 4月 当社入社
2013年 6月 監査室長
2014年 6月 執行役員監査室長
2015年 1月 執行役員(株)三菱ケミカルホールディングス出向
2017年 3月 執行役員退任
2017年 4月 (株)三菱ケミカルホールディングス執行役員 経営戦略部門産業ガス戦略室長
2018年 3月 同社執行役員退任
2018年 4月 当社囑託 経営企画室 室長附部長
2018年 6月 当社監査役（常勤）（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査役候補者としての理由

田井潤藏氏は、経理・財務部門を幅広く経験し、2013年6月から2014年12月まで当社の監査室長を務めました。2018年6月に当社監査役に就任した後は、常勤監査役として、当社および国内外のグループ会社の監査に当たっています。

このような経験に鑑み、当社の監査体制に同氏の経験と知見を活かしていただくことを期待し、監査役候補者としております。

特別の利害関係

田井潤藏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



再任

社外

独立

所有する当社の株式の数
600株

社外監査役在任年数
4年

取締役会への出席状況
11回/11回

監査役会への出席状況
16回/16回

はしもと あきひろ
橋本 明博 (1960年2月18日生)

略歴、当社における地位

- 1983年 4月 (株)富士銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行
- 2010年 4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現(株)みずほ銀行) 執行役員米州プロダクツ営業部長
- 2012年 4月 (株)みずほ銀行常務執行役員営業店担当役員 (2013年7月まで)
- 2013年 4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員
- 2013年 7月 (株)みずほ銀行常務執行役員営業担当役員
- 2014年 4月 同行理事
- 2014年 4月 同行退行
- 2014年 5月 シャープ(株)理事
- 2014年 6月 同社取締役常務執行役員
- 2016年 6月 同社退社
- 2016年 6月 (株)みずほ銀行理事
- 2017年 6月 同行退行、当社社外監査役 (常勤) (現任)
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外監査役候補者とした理由

橋本明博氏は、金融機関において長年の職歴を有し、2017年6月に当社社外監査役に就任した後は、常勤監査役として、当社および国内外のグループ会社の監査に当たっています。その豊富な経験や幅広い知見を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者としております。

特別の利害関係

橋本明博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

独立役員の届出について

橋本明博氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

※2013年7月1日付けで、(株)みずほ銀行と(株)みずほコーポレート銀行が合併し、(株)みずほ銀行として発足しました。

(注) 監査役候補者全員に共通する事項等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者が、会社の役員等としての職務の遂行に起因して第三者訴訟、株主代表訴訟または会社訴訟等の損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、被保険者の犯罪行為等に起因するものは除きます）。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても、更新する予定であります。

【ご参考】 指名・報酬諮問委員会について

当社の取締役会には任意の諮問委員会である「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。「指名・報酬諮問委員会」の委員は、社長（CEO）および独立社外取締役2名で、委員長は独立社外取締役が務めています。

取締役会は、取締役・監査役候補の選定、社長（CEO）の選定および解任、執行役員の選任および解任、ならびに取締役報酬内規の改訂について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し、独立社外取締役から助言を得ることにより、意思決定の透明性と客観性を確保することに努めています。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における当社グループの事業環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、第1四半期では進出国および地域において大幅な景気低迷と需要減退の局面を迎え、製造業の生産活動も急速に減速・停滞しておりました。しかし第2四半期に入り全般的に回復の兆しが現れはじめ、第3四半期からセパレートガス（酸素、窒素、アルゴン）の出荷は緩やかに復調してまいりましたが、前期に比べて大きく減少しました。

このような状況の下、当期における業績は、売上収益8,182億38百万円（前期比 3.8%減少）、コア営業利益872億51百万円（同 3.4%減少）、営業利益888億46百万円（同 5.4%減少）、親会社の所有者に帰属する当期利益552億14百万円（同 3.5%増加）となりました。

なお、コア営業利益は営業利益から非経常的な要因により発生した損益（事業撤退や縮小から生じる損失等）を除いて算出しております。

セグメント業績は、次ページ以降のとおりです。なお、セグメント利益はコア営業利益で表示しております。

連結業績実績

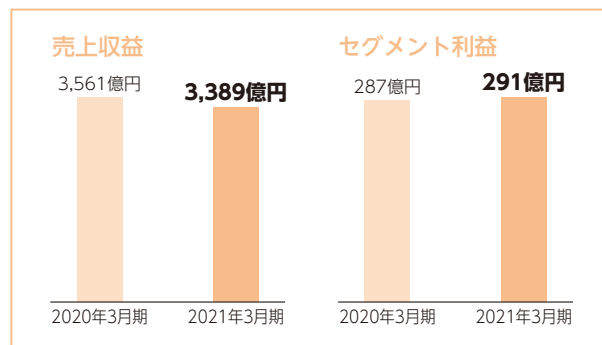
(百万円未満切捨て)



国内ガス事業

売上収益 3,389億38百万円 (前期比 4.8%減)

セグメント利益 291億24百万円 (前期比 1.3%増)



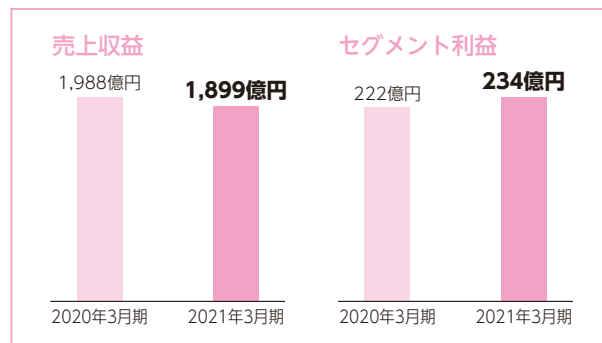
産業ガス関連では、主力製品であるセパレートガスの売上収益は、関連業界での生産活動が低調に推移し、前期に比べ大きく減少しました。一方、エレクトロニクス関連での電子材料ガスの売上収益は増加しました。機器・工事では、エレクトロニクス関連で大きく増収となりましたが、空気分離装置や金属加工向けの溶接・溶断関連機材を中心に前期を大きく下回りました。

以上の結果、国内ガス事業の売上収益は、3,389億38百万円 (前期比 4.8%減少)、セグメント利益は、291億24百万円 (同 1.3%増加) となりました。

米国ガス事業

売上収益 1,899億94百万円 (前期比 4.5%減)

セグメント利益 234億55百万円 (前期比 5.4%増)



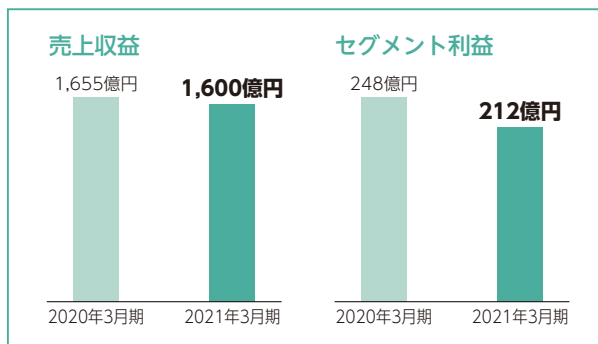
産業ガス関連では、パッケージ・バルクガスを中心に、主力製品であるセパレートガスの売上収益は大きく減少しました。オンサイトでは、供給先の需要低下の影響で前期を下回りました。機器・工事では、エレクトロニクス関連での売上収益は増加しましたが、金属加工向けの溶接・溶断関連機材では減収となりました。

以上の結果、米国ガス事業の売上収益は、1,899億94百万円 (前期比 4.5%減少)、セグメント利益は、234億55百万円 (同 5.4%増加) となりました。

欧州ガス事業

売上収益 1,600億35百万円 (前期比 3.3%減)

セグメント利益 212億54百万円 (前期比 14.5%減)



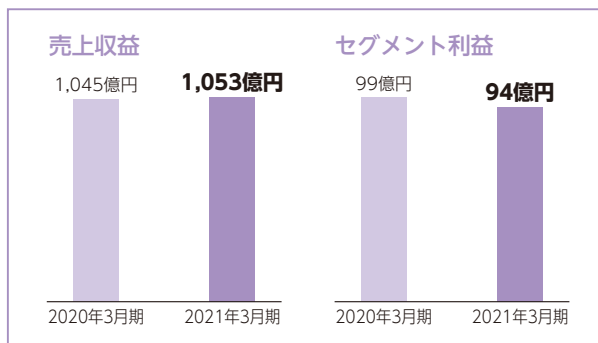
主要地域となるイベリア（スペイン・ポルトガル）、ドイツ、イタリアでは、生産活動全般で停滞が生じたことにより、パッケージ、バルクガスおよびオンサイトの需要は大きく落ち込みましたが、第3四半期から徐々に回復基調に入りました。機器・工事の需要は当期を通じて低調でした。

以上の結果、欧州ガス事業の売上収益は、1,600億35百万円（前期比 3.3%減少）、セグメント利益は、212億54百万円（同 14.5%減少）となりました。

アジア・オセアニアガス事業

売上収益 1,053億5百万円 (前期比 0.7%増)

セグメント利益 94億97百万円 (前期比 4.6%減)



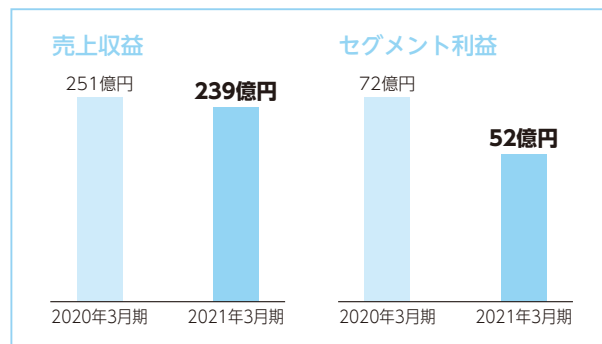
産業ガス関連では、一部地域での都市部封鎖や製造業の生産活動停滞の影響を受け、主力製品であるセパレートガスの売上収益は減少しましたが、エレクトロニクス関連では、東アジアでの電子材料ガスの出荷は好調でした。LPガスでは、仕入での契約価格低下による販売単価の下落はありましたが、豪州での出荷は堅調でした。機器・工事では、台湾で大型の工事案件がなかったこと、シンガポールでのスポット案件の減少に加え、金属加工向け溶接・溶断関連機材の需要も低調でした。

以上の結果、アジア・オセアニアガス事業の売上収益は、1,053億5百万円（前期比 0.7%増加）、セグメント利益は、94億97百万円（同 4.6%減少）となりました。

サーモス事業

売上収益 239億64百万円 (前期比 4.6%減)

セグメント利益 52億29百万円 (前期比27.6%減)



サーモス事業は、国内では、国・地方自治体による外出制限や営業自粛要請等により、行楽シーズンでの販売機会を喪失した影響が大きく、主力製品のケータイマグの売上収益は大きく減少しました。一方、自宅で過ごす時間の長い新たなライフスタイルが浸透したことに関連し、フライパンやタンブラーの販売数量は大きく増加しました。海外では、販売地域での景気減退の影響を受けましたが、出荷数量は増加しました。

以上の結果、サーモス事業の売上収益は、239億64百万円(前期比 4.6%減少)、セグメント利益は、52億29百万円(同27.6%減少)となりました。

②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、746億97百万円となりました。

③資金調達の状況

当社グループは、当事業年度中において、金融機関より長期借入金として581億円の資金調達を実施いたしました。その他の増減を含めた借入金等の状況は、以下の通りです。

項目	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	増 減
借 入 金	745,594百万円	708,399百万円	37,194百万円 減
社債・コマーシャル・ペーパー	216,997百万円	204,217百万円	12,780百万円 減
合 計	962,592百万円	912,616百万円	49,975百万円 減

④重要な組織再編等の状況

持株会社体制への移行を実現するため、当社は、2020年5月15日付で当社の完全子会社である株式会社大陽日酸分割準備会社(以下、「承継会社」といいます。)との間で締結し、第16回定時株主総会で承認された吸収分割契約に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社が営む全事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割を実施いたしました。

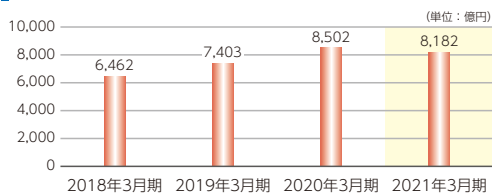
なお、同日付で、当社は「日本酸素ホールディングス株式会社」に、承継会社は「大陽日酸株式会社」に、それぞれ商号を変更いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

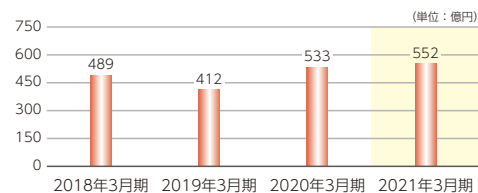
区 分	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期 (当期)
売上収益(百万円)	646,218	740,341	850,239	818,238
コア営業利益(百万円)	60,033	65,819	90,337	87,251
営業利益(百万円)	59,862	66,863	93,921	88,846
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	48,919	41,291	53,340	55,214
基本的1株当たり当期利益	113円4銭	95円42銭	123円26銭	127円59銭
資産合計(百万円)	931,047	1,771,015	1,751,732	1,836,294
資本合計(百万円)	412,072	435,854	440,693	543,900

(注) 当社グループは、2017年3月期から国際会計基準（IFRS）を適用しております。

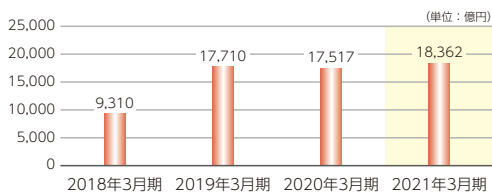
■売上収益



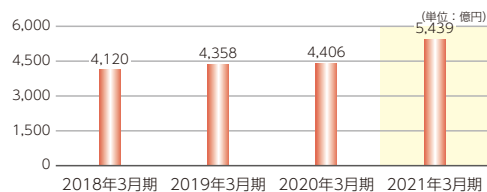
■親会社の所有者に帰属する当期利益



■資産合計



■資本合計



(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、株式会社三菱ケミカルホールディングスであり、同社は当社株式を218,996千株（持株比率50.59%）保有しています。また、株式会社三菱ケミカルホールディングスの取締役執行役常務 最高財務責任者 伊達英文氏が当社の取締役を兼任しています。

当社は、株式会社三菱ケミカルホールディングスと2014年5月13日付で基本合意書を締結しており、当該基本合意書において、同社は、同社の「グループ経営規程」の下、当社の自主性を尊重し、当社を全面的に支援および協力することを規定しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
大陽日酸株式会社	百万円 1,500	% 100	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム、水素、ガス関連機器、特殊ガス、電子関連機器・工事、半導体製造装置、機械装置、LPガス、医療用ガス、医療機器、安定同位体の製造・販売
日本液炭株式会社	百万円 600	*84.25	液化炭酸ガス、ドライアイスの製造・販売、各種圧縮・液化ガスの販売
Matheson Tri-Gas, Inc.	米ドル 55.77	100	酸素、窒素、アルゴン、特殊ガス、機器の製造・販売、溶断機材の販売
Nippon Gases Euro-Holding S.L.U.	ユーロ 100,000,000	100	欧州における関係会社の株式保有等
Leeden National Oxygen Ltd.	シンガポールドル 53,483,649	*98.50	溶接関連器具、安全具、高圧ガスの製造・仕入販売、酸素、窒素、アルゴンの製造・販売
NSC (Australia) Pty Ltd	豪ドル 514,267,883	98.95	豪州における関係会社の株式保有等
Supagas Pty Ltd	豪ドル 3,600,000	*100	LPガスおよび各種産業ガスの充填・販売、関連機器の販売・レンタル
大陽日酸（中国）投資有限公司	米ドル 87,195,449	100	中国における関係会社の株式保有等
サモス株式会社	百万円 300	100	家庭用品等の製造・販売

(注) *印は、子会社の出資を含む出資比率であります。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から1年以上が経過しました。前期における新型コロナウイルス感染症の流行による影響は、急速かつ深刻でしたが、幸いにも、当社グループは事業を展開するほとんどすべての地域で必要不可欠な企業と判断されたことで、新型コロナウイルス感染症の流行の最も深刻な時期でも、重要なガス、人工呼吸器、在宅ケア用品、その他の必需品を提供することにより、事業を継続することができました。当期の事業活動が進むに伴い、当社グループが事業を行っているほとんどの国では、経済活動と新型コロナウイルス感染症との共存を学び経済活動を再開したため、当社グループの業績は急激に回復しました。

ワクチンが新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えられるのか、また、新型コロナウイルス感染症変異株による感染拡大がワクチンを上回るのかを見通すことは難しく、先行きの不透明感が続くこととなりますが、今後は、当期の第1四半期に経験したほど深刻な影響を受けることはないと予想しています。また、2020年10月1日、当社は日本酸素ホールディングス株式会社の下で新たな体制を構築しました。持株会社体制は、日本企業からグローバルに統合された産業ガスサプライヤーへの進化を象徴しています。持株会社体制に移行した狙いとしては、①権限委譲による意思決定スピードの向上と適切な経営資源の配分②事業執行責任、実績の明確化③各地域の強みや優位点を共有展開したグループ総合力の強化が挙げられます。私たちは力強く経験豊富で才能のある人財・組織を有しており、世界中で組織をより効果的かつ効率的に運営するよう努めていきます。

私たちは、消費電力の削減や走行距離の短縮など、持続可能な取り組みに注力してきました。今後は業界のリーダーとして、次期中期経営計画にESGやSDGsへの取り組み強化を反映し、生産性を高めることで、当社グループビジョンである「革新的なガスソリューションにより社会に新たな価値を提供し、あらゆる産業の発展に貢献すると共に、人と社会と地球の心地よい未来の実現をめざす」を推進し、企業価値の向上に取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主な製品・サービス
国内ガス事業	酸素、窒素、アルゴン、炭酸ガス、ヘリウム、水素、アセチレン、ガス関連機器、 特殊ガス（電子材料ガス、純ガス等）、電子関連機器・工事、半導体製造装置、溶断機器、 溶接材料、機械装置、LPガス・関連機器、医療用ガス（酸素、亜酸化窒素等）、医療機器、 安定同位体
米国ガス事業	
欧州ガス事業	
アジア・オセアニアガス事業	
サモス事業	家庭用品

(6) 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)**① 当社**

本 社	東京都 品川区
-----	---------

② 子会社

会 社 名	本 店 所 在 地
大 陽 日 酸 株 式 会 社	東京都 品川区
日 本 液 炭 株 式 会 社	東京都 港区
Matheson Tri-Gas, Inc.	アメリカ合衆国 テキサス州
Nippon Gases Euro-Holding S.L.U.	スペイン マドリード市
Leeden National Oxygen Ltd.	シンガポール
NSC (Australia) Pty Ltd	オーストラリア ニューサウスウェールズ州
Supagas Pty Ltd	オーストラリア ニューサウスウェールズ州
大 陽 日 酸 (中 国) 投 資 有 限 公 司	中国 遼寧省
サ ー モ ス 株 式 会 社	新潟県 燕市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

事 業 区 分	使 用 人 数 (名)	前 期 比 増 減
■ 国 内 ガ ス 事 業	6,008	51名増
■ 米 国 ガ ス 事 業	4,401	344名減
■ 欧 州 ガ ス 事 業	2,912	42名増
■ ア ジ ア ・ オ セ ア ニ ア ガ ス 事 業	4,377	12名増
■ サ ー モ ス 事 業	1,333	118名減
事 業 区 分 計	19,031	357名減
全 社 (共 通)	326	5名減
合 計	19,357	362名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	286,685百万円
農 林 中 央 金 庫	154,305百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	147,370百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 1,600,000,000株
- ②発行済株式の総数 433,092,837株
- ③株主数 18,901名
- ④大株主(上位10位)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社三菱ケミカルホールディングス	218,996	50.59
大陽日酸取引先持株会	17,617	4.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,946	3.45
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,294	3.07
明治安田生命保険相互会社	10,007	2.31
株式会社みずほ銀行	8,182	1.89
農林中央金庫	7,000	1.62
日本酸素ホールディングス持株会	3,282	0.76
STANDARD LIFE ASSURANCE LIMITED-PENSION FUNDS	3,067	0.71
イビデン株式会社	3,004	0.69

- (注) 1.当社は、自己株式を182千株保有しております。
2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
市 原 裕 史 郎	代 表 取 締 役 社 長	CEO 指名・報酬諮問委員会委員 (株)地球快適化インスティテュート取締役
濱 田 敏 彦	取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	社長補佐
永 田 研 二	取 締 役	大陽日酸(株)代表取締役社長 四国液酸(株)代表取締役社長 (株)ジャパンヘリウムセンター代表取締役社長
二 又 一 幸	取 締 役 常 務 執 行 役 員	CCO兼大陽日酸グループCCO 併せて全社の内部統制管理責任者
トーマス・スコット・ カルマン	取 締 役	Matheson Tri-Gas, Inc. 会長・CEO
エドアルド・ギル・ エレホステ	取 締 役	Nippon Gases Euro-Holding S.L.U. 会長・社長
山 田 昭 雄	取 締 役	指名・報酬諮問委員会委員長 (公財)公正取引協会会長
勝 丸 充 啓	取 締 役	指名・報酬諮問委員会委員 芝綜合法律事務所オブ・カウンセル弁護士 (株)シマノ社外取締役
伊 達 英 文	取 締 役	(株)三菱ケミカルホールディングス 取締役執行役常務 最高財務責任者 (株)三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 代表取締役社長
田 井 潤 藏	常 勤 監 査 役	
橋 本 明 博	常 勤 監 査 役	
長 田 雅 宏	常 勤 監 査 役	
小 林 一 也	常 勤 監 査 役	大陽日酸(株) 監査役(非常勤)

- (注) 1. 代表取締役社長市原裕史郎氏は、経営について豊富な知識と経験を有し、またそのリーダーシップで当社グループの成長を推進することが期待できることからCEOに選任しています。
2. 取締役山田昭雄氏および勝丸充啓氏は、社外取締役であります。
3. 監査役橋本明博氏、長田雅宏氏および小林一也氏は、社外監査役であります。
4. 監査役田井潤藏氏、橋本明博氏、長田雅宏氏および小林一也氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役田井潤藏氏は、当社経理部門における長年の職歴を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役橋本明博氏は、金融機関における長年の職歴を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役長田雅宏氏は、化学会社の経理部門における長年の職歴を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役小林一也氏は、金融機関における長年の職歴を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役山田昭雄氏および勝丸充啓氏、ならびに監査役橋本明博氏および小林一也氏を東京証券取引所の上場管理規程に基づく独立役員として指定し、同取引所にその旨を届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③事業年度中に辞任し、または解任された取締役および監査役

当事業年度中に辞任し、または解任された取締役および監査役はおりません。

④取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	287 (24)	193 (24)	94 (-)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	103 (76)	103 (76)	- (-)	6 (5)
合計 (うち社外役員)	391 (100)	297 (100)	94 (-)	16 (7)

- (注) 1.当社は、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
 2.取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の第11回定時株主総会において、年額8億円以内(うち社外取締役5千万円以内、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名で、うち社外取締役の員数は2名でした。
 3.監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第3回定時株主総会において、年額2億円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名でした。
 4.上記報酬額の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名および社外監査役2名に支給した報酬等が含まれております。

⑤業績連動報酬等に関する事項

取締役の報酬は、役位別の固定報酬である「基本月例報酬」と、業績に連動して変動する「業績連動報酬」からなります。それらは概ね6：4の割合で構成され、各人の支給額に反映しております。なお、社外取締役には、固定報酬である「基本月例報酬」のみを支給しております。業績連動報酬は、以下の計算式に基づき、決定しております。

$$\text{業績連動報酬(変動)} = \text{役位別基準額} \times \text{業績連動報酬に係る評価に基づく係数}$$

業績連動報酬に係る評価に基づく係数は、中期経営計画における経営上の目標の達成状況を判断し、会社業績との連動性を高め、かつ客観性および透明性を高めるために、以下の数値を適用しております。

◆中期経営計画を目標とした各年度予算達成度（連結売上収益額および連結コア営業利益率）

◆前期からの業績伸長度（連結売上収益額、連結コア営業利益額および親会社の所有者に帰属する当期利益額）

・2021年3月期における取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬に係る指標の目標および実績

中期経営計画を目標とした各年度の予算達成度

評価指標	2021年3月期 年度目標	2021年3月期 年度実績
連結売上収益額	830,000百万円	818,238百万円
連結コア営業利益率	9.9%	10.7%

前期業績からの業績伸長度

評価指標	2020年3月期 年度実績	2021年3月期 年度実績
連結売上収益額	850,239百万円	818,238百万円
連結コア営業利益額	90,337百万円	87,251百万円
親会社の所有者に 帰属する当期利益額	53,340百万円	55,214百万円

⑥非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑦取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

上記「④取締役および監査役の報酬等の総額」の注記2. および3. に記載のとおりです。

⑧取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2016年5月11日に開催された取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、また同年6月21日の取締役会において指名・報酬諮問委員会の設置および取締役報酬内規の改定を決議しております。なお、同委員会

は複数の独立社外取締役および代表取締役社長で構成され、社外取締役を委員長としております。また、取締役の報酬については、同委員会で継続的に議論されており、同委員会の答申に基づいて2018年6月20日の取締役会において取締役報酬内規の改定を行っております。

ロ. 決定方針の内容の概要

取締役および監査役の報酬等は株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員それぞれの報酬限度額を決定しております。

各取締役の報酬は、「⑤業績連動報酬等に関する事項」に記載の方針に基づき決定されます。社外取締役には、固定報酬である「基本月例報酬」のみを支給しております。取締役の報酬は、原則として年俸制とし、毎月の支払いは年俸を12等分した額としております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づいて取締役会で決議された取締役報酬内規に従って算定されており、当該方針に沿うものと判断しております。

⑨取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月19日開催の取締役会にて、代表取締役 市原裕史郎に、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。委任した権限の内容は、取締役報酬内規に基づく各取締役の月例報酬額および業績連動報酬額の算出および決定であり、これらの権限を委任した理由は、内規に基づく報酬額の決定を行うのは、当社の業務執行を統括する立場である代表取締役が最も適しているからであります。

取締役報酬は、内規に基づき取締役の役位と業績から一義的に計算される内容となっており、代表取締役の計算結果は、検証することが可能なものとしております。

⑩社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山田昭雄氏は、公益財団法人公正取引協会会長であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役勝丸充啓氏は、芝綜合法律事務所オブ・カウンセル弁護士および株式会社シマノ社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役および社外監査役の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	山 田 昭 雄	11回／11回	—	主に行政機関での豊富な経験と専門的な知識が当社の経営に活かされることを期待しておりました。この点につきましては、ガバナンスのあり方や議案の審議などについて必要な助言、提言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会委員長として、取締役・監査役候補者の選任、社長(CEO)後継計画、取締役の報酬のあり方等の議論において中心的な役割を果たしております。
社外取締役	勝 丸 充 啓	11回／11回	—	主に検事あるいは弁護士としての豊富な経験と専門的な知識が当社の経営に活かされることを期待しておりました。この点につきましては、ガバナンスのあり方や議案の審議などについて必要な助言、提言を行うとともに、指名・報酬諮問委員会委員として、取締役・監査役候補者の選任、社長(CEO)後継計画、取締役の報酬のあり方等の議論において意見を述べております。
社外監査役	橋 本 明 博	11回／11回	16回／16回	取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。また、常勤監査役として取締役からの業務執行状況の聴取、代表取締役との意見交換、子会社往査等を行っております。
社外監査役	長 田 雅 宏	8回／8回	12回／12回	取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。また、常勤監査役として取締役からの業務執行状況の聴取、代表取締役との意見交換、子会社往査等を行っております。
社外監査役	小 林 一 也	8回／8回	12回／12回	取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。また、常勤監査役として取締役からの業務執行状況の聴取、代表取締役との意見交換、子会社往査等を行っております。

(注) 当事業年度に開催された取締役会は11回であります。

(3) 会計監査人の状況

①名称 EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	105百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	210百万円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうちMatheson Tri-Gas, Inc.、Nippon Gases Euro-Holding S.L.U.、Leeden National Oxygen Ltd.、NSC (Australia) Pty Ltd.、Supagas Pty Ltdおよび大陽日酸（中国）投資有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務等を委託しております。

④会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、当該事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

⑤会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨およびその理由を、当該解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の継続に著しい支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議案件とします。

(注) 各表中の表示方法は下記によります。

1. 金額の単位百万円表示については、百万円未満切捨
2. 株式数の単位千株表示については、千株未満切捨
3. 持株比率および出資比率については、小数点第三位を四捨五入

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債	
流動資産	368,901	流動負債	326,019
現金及び現金同等物	91,058	営業債務	96,093
営業債権	182,077	社債及び借入金	131,721
棚卸資産	69,613	未払法人所得税	11,022
その他の金融資産	6,710	その他の金融負債	58,428
その他の流動資産	19,441	引当金	469
非流動資産	1,467,393	その他の流動負債	28,284
有形固定資産	685,733	非流動負債	966,374
のれん	455,036	社債及び借入金	780,895
無形資産	237,751	その他の金融負債	29,453
持分法で会計処理されている投資	32,295	退職給付に係る負債	14,037
その他の金融資産	49,739	引当金	3,870
退職給付に係る資産	2,467	その他の非流動負債	19,359
その他の非流動資産	1,120	繰延税金負債	118,757
繰延税金資産	3,249	負債合計	1,292,394
		資本	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	513,164
		資本金	37,344
		資本剰余金	55,901
		自己株式	△ 273
		利益剰余金	422,838
		その他の資本の構成要素	△ 2,646
		非支配持分	30,736
		資本合計	543,900
資産合計	1,836,294	負債及び資本合計	1,836,294

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	818,238
売上原価	△ 500,799
売上総利益	317,439
販売費及び一般管理費	△ 233,276
その他の営業収益	3,949
その他の営業費用	△ 4,867
持分法による投資利益	5,602
営業利益	88,846
金融収益	1,424
金融費用	△ 12,564
税引前利益	77,706
法人所得税	△ 20,842
当期利益	56,863
当期利益の帰属	
親会社の所有者	55,214
非支配持分	1,648

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	149,231
投資活動によるキャッシュ・フロー	△59,686
財務活動によるキャッシュ・フロー	△103,159
現金及び現金同等物に係る 為替変動による影響	4,543
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△9,070
現金及び現金同等物の期首残高	100,005
連結の範囲の変更に伴う 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	105
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	19
現金及び現金同等物の期末残高	91,058

(注) (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨は監査対象外です。

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	90,218	流動負債	117,283
現金及び預金	11,202	短期借入金	60,355
売掛金	122	コマーシャルペーパー	17,000
短期貸付金	25,548	1年以内返済予定の長期借入金	22,494
未収配当金	50,000	1年以内償還予定の社債	15,000
その他流動資産	3,345	未払費用	1,444
固定資産	899,869	その他流動負債	989
有形固定資産	5,059	固定負債	606,368
建物及び構築物	3,024	社債	173,000
機械及び装置	1,311	長期借入金	430,831
工具・器具・備品	0	繰延税金負債	2,186
土地	717	その他固定負債	350
リース資産	5	負債合計	723,651
投資その他の資産	894,809	(純資産の部)	
投資有価証券	28,341	株主資本	258,772
関係会社株式	666,228	資本金	37,344
出資金	128	資本剰余金	57,860
関係会社出資金	9,931	資本準備金	56,433
長期貸付金	189,854	その他資本剰余金	1,427
その他投資	360	利益剰余金	163,765
貸倒引当金	△ 34	利益準備金	7,664
		その他利益剰余金	156,100
		固定資産圧縮積立金	892
		別途積立金	65,717
		繰越利益剰余金	89,490
		自己株式	△ 198
		評価・換算差額等	7,664
		その他有価証券評価差額金	11,784
		繰延ヘッジ損益	△ 4,120
		純資産合計	266,436
資産合計	990,088	負債及び純資産合計	990,088

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		96,363
営業収益		4,677
売上原価		66,675
売上総利益		29,688
販売費及び一般管理費		23,149
営業費用		2,461
営業利益		8,754
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,921	
その他	171	7,093
営業外費用		
支払利息	6,446	
固定資産除売却損	68	
その他	300	6,815
経常利益		9,032
特別利益		
投資有価証券売却益	173	
投資等評価引当金戻入益	19	192
税引前当期純利益		9,225
法人税、住民税及び事業税	27	
法人税等調整額	639	666
当期純利益		8,558

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(補足)

売上総利益は、2020年4月～2020年9月までの売上から同期間の売上原価を控除して算出しております。

また、同期間の営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

2020年10月以降は、営業収益から営業費用を控除して営業利益を算出しております。

(単位：百万円)

科 目	2020年4月～2020年9月	2020年10月～2021年3月	2020年4月～2021年3月
売上高	96,363	-	96,363
営業収益	-	4,677	4,677
売上原価	66,675	-	66,675
売上総利益	29,688	-	29,688
販売費及び一般管理費	23,149	-	23,149
営業費用	-	2,461	2,461
営業利益	6,538	2,215	8,754

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日本酸素ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山 高雄 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寒河江 祐一郎 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川脇 哲也 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本酸素ホールディングス株式会社（旧会社名 大陽日酸株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本酸素ホールディングス株式会社（旧会社名 大陽日酸株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日本酸素ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 丸山 高雄 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 寒河江 祐一郎 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 川 脇 哲 也 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本酸素ホールディングス株式会社（旧会社名 大陽日酸株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの2021年3月期の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式も交えて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も交えて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

日本酸素ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 田井潤藏 ㊞

常勤監査役 橋本明博 ㊞

常勤監査役 長田雅宏 ㊞

常勤監査役 小林一也 ㊞

(注) 監査役橋本明博、監査役長田雅宏及び監査役小林一也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

日本酸素ホールディングスグループ サステナビリティ関連活動紹介



「The Gas Professionals」として、最先端の技術と人と自然の調和により、サステナブル(持続可能)な成長、企業価値のさらなる向上を目指しています。

近年、産業活動等による温室効果ガスの排出について、地球温暖化が加速するおそれに対する社会的な関心が高まってきており、地球規模での環境問題やさまざまな社会課題の早期解決が強く求められています。

また、財務面だけでなく非財務面の取組みも、当社グループの持続的な発展に重要であり、環境・社会・ガバナンス(ESG)関連施策の推進を加速しています。

これまで、産業ガス事業を基盤として、ガステクノロジーを通じて、あらゆる産業に貢献してきました。2019年には気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に賛同し、非財務情報開示の充実を図っています。2020年10月に持株会社体制となり、グローバルに活動する企業グループとして、より広い視野で、サステナビリティ活動に注力していきます。

産業ガスを通じた貢献は、幅広い分野に及んでいます

「進取」の気概で社会の変化を敏感にとらえ、事業活動を通じた社会課題の解決と、経済価値の創出をめざしています。

産業への貢献



省エネルギーやCO₂排出やNO_x発生の削減に貢献する技術として、高温の加熱炉や溶解炉等、さまざまな用途に向けた酸素富化燃焼の技術開発を行っています。

食品問題への貢献



食品の腐敗を遅らせ、消費期限切れによる廃棄を減らすため、食品パッケージ内に不活性ガスを封入する包装が普及しており、ガス供給と設備提供を通じて、フードロスに貢献しています。

医療への貢献

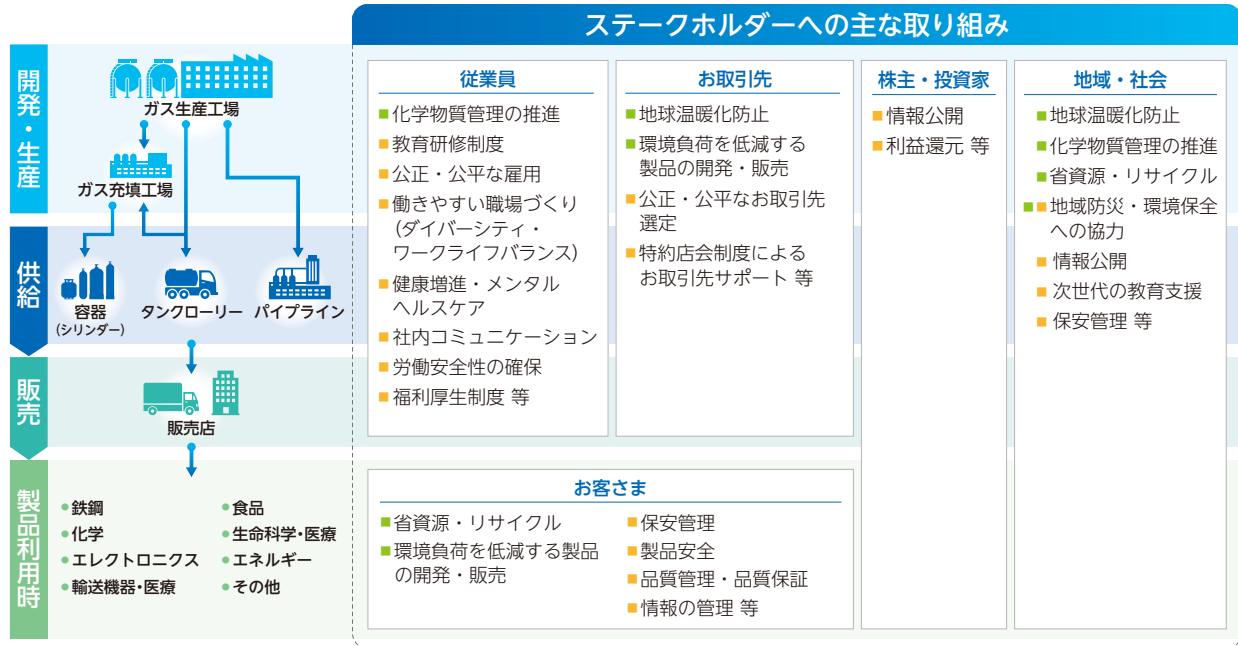


ガンの早期発見・診断法として普及しているPET(陽電子放出断層撮影)検査の診断薬原料の「Water-18O」を世界で初めて酸素蒸留で製造し、国内外の35カ国に安定供給しています。

バリューチェーン全体を通じた環境・社会活動

事業活動のすべてのプロセス(バリューチェーン)において、ステークホルダーにどのような影響を与えるかを認識し、想定されるリスクを回避・軽減するためのさまざまな活動を行っています。

■環境活動 ■社会活動



SDGs への貢献

主な製品である酸素、窒素、アルゴンは、自然のめぐみともいえる空気が原料です。当社グループにおいても、地球環境はかけがえのない存在であり、この環境を持続可能な状態で維持し将来につなげていくことは、当然の使命だと考えています。

加えて、当社グループにおけるESGに関する重要課題を策定し、事業を通じて、持続可能な開発目標(SDGs)に貢献していきます。



株主メモ

事業年度	4月1日から翌年の3月31日まで	
定時株主総会	6月に開催	
基準日	定時株主総会の議決権	3月31日
	期末配当	3月31日
	中間配当	9月30日
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社	

公告方法	当社ウェブサイト (https://www.nipponsanso-hd.co.jp/)に掲載します。 ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
上場金融商品取引所	株式会社東京証券取引所
証券コード	4091
単元株式数	100株

株式事務に関するご案内

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵送物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝休日を除く午前9時～午後5時)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金 受取り方法の変更等)	お取引の証券会社等になります。	みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース(みずほ銀行内の店舗)でもお取扱致します。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 *トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行 本店および全国各支店(みずほ証券では、取次のみとなります。)	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問合せ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内

日時 2021年6月18日(金) 午前10時 (受付開始:午前9時)

場所

グランドプリンスホテル高輪
地下1階 プリンスルーム

東京都港区高輪三丁目13番1号

電話番号 (03)3447-1111



交通機関のご案内

JR線・京浜急行線「品川駅」

高輪口より 徒歩約9分

都営浅草線「高輪台駅」

A1出口より 徒歩約7分

※株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

